

## 個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	つがる市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生部市民課、つがる出張所、稲垣出張所、車力出張所	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づき、住民サービスの基礎情報である住民に関する記録の適正な管理を図ることにより、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の合理化に資することを目的とする。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主及び続柄、5 本籍及び筆頭者、6 住所及び住民となった年月日、7 住所を定めた年月日、8 住所を定めた旨の届出年月日及び従前の住所、9 個人番号、10 選挙人名簿登録の有無、11 国民健康保険資格情報、12 後期高齢者医療資格情報、13 介護保険資格情報、14 国民年金資格情報、15 児童手当資格情報、16 住民票コード、17 印鑑登録情報 【外国人住民】18 外国人住民日、19 法第 30 条の 45 に規定する区分、20 在留資格、21 在留期間、22 国籍等、23 在留期間満了日、24 在留カードの番号 【消除者】25 消除理由、26 消除事由の生じた年月日、27 転出先住所	
記録範囲	つがる市に住所登録を有する者 (転出・死亡等で消除された者を含む)	
記録情報の収集方法	本人及び代理人からの届出、地方公共団体情報システム機構、他自治体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) つがる市役所民生部市民課	
	(所在地) 青森県つがる市木造若緑 61 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	実施なし	
備 考	-	